

第九管区海上保安本部公示第63号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

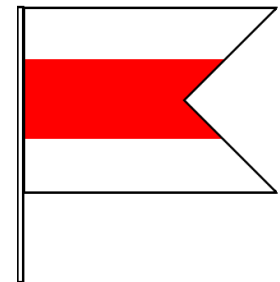
令和5年10月20日

第九管区海上保安本部長

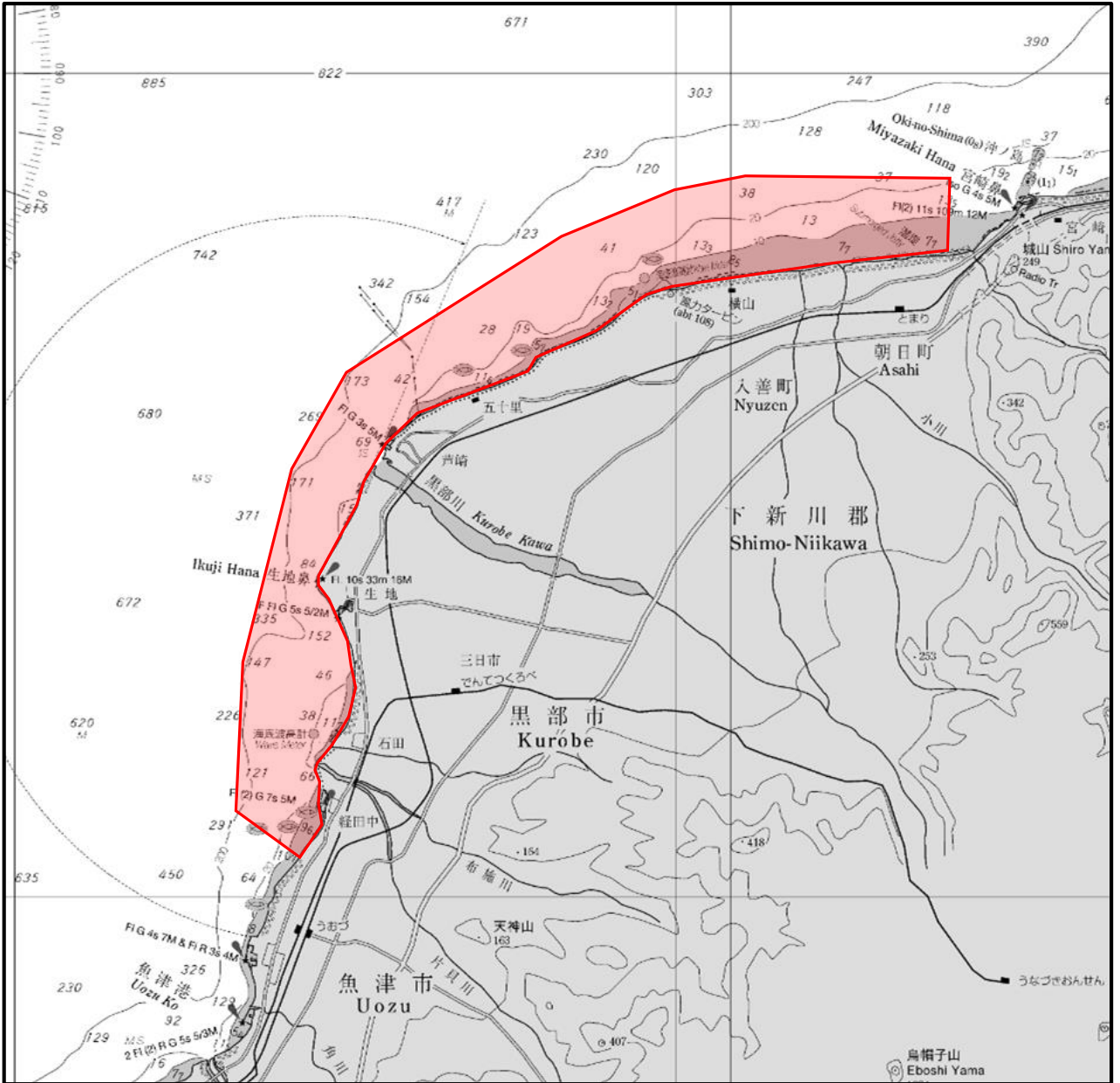
倉田 雄二 （公印省略）

富山県下新川海岸の水路測量

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所
住 所 富山県黒部市天神新173
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 富山県下新川海岸（付図に示すとおり）
期 間 令和5年10月23日から令和5年11月30日までのうち20日間
- 3 水路測量の実施方法
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



付図



測量区域